

# 前橋市環境基本計画改訂業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市環境部環境政策課

## 1 業務の趣旨・目的

前橋市環境基本計画改訂業務は、平成25年度に改訂した前橋市環境基本計画が平成30年3月に計画期間満了となるため、その基本方針を継承しつつも、環境政策・環境保全に重点をおいた、新しい前橋市環境基本計画の策定を行うものである。

本業務は、時点修正的な改訂ではない「計画の構成」を含めた計画全体の見直しを行い、環境分野に特化して、市民にわかりやすく、中長期的な展望を考慮した環境政策体系の根幹となる計画の策定を行う。そのため、各種情報に対する的確な収集、分析及び提案の能力が求められることから、応募者の企画提案書等の内容と業務従事者の能力等を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、委託業者を選定する。

## 2 業務の内容・概要

「前橋市環境基本計画改訂業務仕様書」(以下「仕様書」という。)にもとづき実施する。

なお、契約時における仕様書は、最優先受託候補者として選定された応募者の企画提案内容に応じて変更することがあります。

※本業務は環境基本計画の原案の策定を行うまでの業務となります。計画書の印刷・製本や概要版の作成等については本業務に含まれません。

## 3 予算額

本業務の平成29年度の上限価格は6,480,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

## 4 契約期間・履行期間

契約締結時から平成30年3月30日まで

## 5 応募資格

このプロポーザルに参加しようとする応募者は、契約締結までの間に、次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 平成29年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた品目に「(大分類) 検査・分析・調査(小分類) 地域計画調査」が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと(破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けてい

る者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 過去に環境基本計画策定及びそれに類する業務を国又は地方公共団体等から受注した契約実績がある者。

## 6 スケジュール

プロポーザル公告日	平成29年7月3日（月）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	平成29年7月3日（月）
質問受付期間	平成29年7月5日（水）～平成29年7月19日（水）
提出書類受付期限	平成29年7月5日（水）～平成29年7月21日（金）必着
質問書への回答	平成29年7月20日（木）まで随時回答
第一次審査	平成29年7月27日（木）予定
第二次審査	平成29年8月3日（木）予定
審査結果通知書の発送	平成29年8月4日（金）予定
契約締結、業務開始	平成29年8月21日（月）予定

## 7 質問受付及び回答

本実施要領、別紙仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書（様式3）に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間	平成29年7月5日（水）～平成29年7月19日（水）
質問様式	別紙質問書（様式3）
提出方法	E-mailで提出してください。 電子メール：kankyou@city.maebashi.gunma.jp
質問回答	競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、前橋市HP上に公開します。
留意事項	・電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」としてください。 ・定められた様式以外での質問は一切行わないでください。 ・電子メール以外での質問は一切行わないでください。 ・説明会は実施しません。

## 8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書等提出書類を提出してください。

- (1) 企画提案書について

- ① 受付期間 平成29年7月5日(水) から29年7月21日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出先 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市環境部環境政策課環境企画係(担当:金井)  
TEL:027-898-6292
- ③ 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による。
- ④ 提出書類および部数
- (ア) 企画提案書 10部  
内容等については、「9 企画提案書の内容と作成要領」を参照のこと。
- (イ) 工程表 10部(様式任意)  
ただしA4版1枚とする。企画提案を踏まえて、想定されるスケジュールを記載すること。
- (ウ) 参考見積書 10部(様式任意)  
内訳明細書を含む。

## (2) 提出書類の取り扱い

- ① 記載内容の変更等の禁止  
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- ② 提出書類の返却  
提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- ③ 費用について  
応募申請に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ④ 公表について  
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
- ⑤ 資料の取り扱い  
市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。  
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

## 9 企画提案書の内容と作成要領

### (1) 記載内容

- ① 業務実施体制等
- ・会社概要等、当該業務実施上の社内体制(社内バックアップ体制など)(様式2-1)
  - ・社として過去の類似業務の経験(様式2-2)
  - ・当該業務の業務主任者(1名)の職歴、資格、類似業務の経験(様式2-3)
  - ・当該業務の業務従事者(1名)の職歴、資格、類似業務の経験(様式2-4)
- ② 業務実施方針(業務に対する考え方)(様式任意)  
別紙仕様書の業務内容に基づいた内容を企画提案すること。

また、次の内容も必ず企画提案書に盛り込むこと。

- ・本業務の推進にあたっての課題認識と提案事項について
- ・市民ワークショップの内容・手法
- ・審議会の進め方（特に委員への説明や資料作成のポイント）
- ・市民へのわかりやすい基本計画にするための工夫

（留意点）

- ・表紙には別紙（様式 1 - 1）を使用すること。
- ・サイズは A 4 版の両面印刷で作成し、やむを得ず A 3 版を使用する場合には片面印刷で A 4 サイズに折込をし、全体として 10 ページ以内とすること。
- ・また、企画提案書、様式 2 - 1、2 - 2、2 - 3、2 - 4 について、応募者の名称、またはそれがわかるようなマーク等の使用はしないこと。

## 10 審査

本要項及び仕様書に定める事項を満たした者について、選定委員会において企画提案書等の審査を行い、最優先受託候補者を選定する。

応募者が多数の場合は、一次審査（書類審査）により優秀提案者数者を選定した後、選定された者に対して二次審査を行い、最優先受託候補者を 1 社選定する。

### （1） 審査日程

- ①一次審査 期 日：平成 29 年 7 月 27 日（木） 予定  
結果通知：平成 29 年 7 月 28 日（金） 予定

- （ア）電子メールにより結果を通知する。  
（イ）二次審査該当者には日程を通知する。

- ②二次審査 期 日：平成 29 年 8 月 3 日（木） 予定

- （ア）時間、場所は該当者に個別に通知する。  
（イ）参加人数：3 名までとする。  
（ウ）提案時間：説明 20 分以内、質疑 15 分程度とする。

### （2） 審査の観点

別紙、審査基準のとおり

### （3） 審査結果

- ①最終審査結果は書面（様式 4）により通知する。  
②審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

### （4） 選定委員会

選定に当たっては、選定委員会を設置し、委員会が選定基準に基づいて応募者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、候補者を選定します。

### （5） 失格事項 次のいずれかに該当する場合、失格とします。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

- ②提出書類に虚偽があった場合
- ③提出書類に不備の記載があった場合
- ④本業務の履行が困難だと認められる状況に至った場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく審議に支障をきたす行為等により選定委員会委員長が失格であると認める場合

(5) その他留意事項

①応募者に関する実地調査

選定委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

②選定委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

③選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての応募者に通知すると同時に、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、平成29年8月以降を予定しています。

## 11 契約

- (1) 市は、選定された最優先受託候補者を本業務に係る随意契約の見積書の徴取相手方とし契約交渉を行います。最優先受託候補者は、契約前に市と内容協議するものとし、この際、市は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めるともあります。具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 選定された最優先受託候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手方とします。
- (3) 選定された最優先受託候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがあります。
- (4) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

## 12 特記事項

- (1) 企画提案書の作成等についての費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却いたしません。
- (2) 提出された企画提案書の資料の追加・訂正・変更は、前橋市から依頼又は合意があったもの以外は一切認めません。
- (3) 審査結果に対しての意義申し立ては受け付けません。
- (4) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、前橋市に帰属します。

## 13 添付資料等

- (1) 添付資料

- ①前橋市環境基本計画改訂業務 仕様書
- ②前橋市環境基本計画改訂業務プロポーザル審査基準
- ③各様式

(2) 参考資料

- ①前橋市環境基本計画
- ②まえばしのかんきょう（年次報告書）

参考資料は前橋市ホームページの該当ページで確認ください。

## 14 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2-12-1

前橋市 環境部 環境政策課 環境企画係  
担当 金井

電話番号 027-898-6292

FAX 027-223-8524

Email: [kankyou@city.maebashi.gunma.jp](mailto:kankyou@city.maebashi.gunma.jp)